

改元に伴う源泉所得税の納付書の記載のしかた

令和元年5月1日以後においても、「平成」が印字された「源泉所得税の所得税徴収高計算書（納付書）」（以下「納付書」といいます。）を引き続き使用することができますが、記載にあたっては、次の点にご留意ください。

【「平成」が印字された納付書の記載にあたってのお願い】

- 現在お持ちの納付書に印字されている「平成」の二重線による抹消や「令和」の追加記載などにより補正をしていただく必要はありません。
- 平成31年4月1日から令和2年3月末日の間に納付する場合、納付書左上「年度欄」は「31」と記載してください。

【設例】納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の方で平成31年1月から令和元年6月までに支払った俸給・給与等について令和元年7月10日に納付する場合

【年度欄】

【納期等の区分】

区分	支払年月日	金額	合計
俸給・給料等 (C1)	310121 ~ 0620	8959947	161340
賞与(役員賞与を除く) (C2)			
日雇労働者の賃金 (C6)			
退職手当等 (C7)			

【設例】令和2年2月20日に支払った俸給・給与等について令和2年3月10日に納付する場合

【支払年月日】

【年度欄】

【納期等の区分】

区分	支払年月日	金額	合計
俸給・給料等 (C1)	020220	502595	10050
賞与(役員賞与を除く) (C2)			
日雇労働者の賃金 (C6)			
退職手当等 (C7)			

※ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）以外の納付書についても、上記設例を参考に記載してください。

なお、上記設例は、原則的な記載方法を示したものであり、「年度欄」、「支払年月日欄」及び「納期等の区分欄」に記載いただく「年」については、令和表記「01」を平成表記「31」と記載してご提出いただいても、有効なものとして取り扱うこととしています。

また、「令和」が印字された納付書は、税務署で10月以降に順次お配りできる予定です。

